

所得税の確定申告のご案内



寒い冬はこたつ
に入って

自宅からのe-Tax（電子申告）

国税庁HP (<https://www.nta.go.jp/>)「**確定申告書等作成コーナー**」をご利用ください。
作成した申告書は、印刷して税務署に郵送で提出することもできます。

還付金の振込みも
スピーディー！

詳しくはこちら



- ✓ 給与の源泉徴収票は、**スマートフォンをかざすだけで自動入力！**
- ✓ ふるさと納税や医療費控除も、**書類の添付不要**でらくらく申告！

用意するもの

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバー読取対応のスマートフォン



※マイナンバー受取時に設定したパスワード(数字4桁+英数字6~16桁)が必要です。

- 🔧 **自動計算だから簡単！**
- 🔧 **郵送料や交通費もかかりません！**

申告相談会場

※ ①、② は市主催会場、③、④は半田税務署 主催会場となります。

① 市役所 地下大会議室

期間：2月16日（金）～3月15日（金）の**平日**
時間：午前9時～11時30分、午後1時～4時

市役所内には**午前8時まで**
入れません！！

市役所で受付できます

- ◎ 市・県民税の申告
- ◎ 給与、年金、退職所得
- ◎ 個人年金や報酬などの雑所得
- ◎ 保険の満期返戻金などの一時所得
- ◎ 配当所得

以下の方は半田税務署で申告してください

- × 事業所得(営業、農業、不動産)
- × 青色申告
- × 令和5年分以外の年の申告
- × 修正申告、更正の請求
- × 土地・建物や株を売った場合の譲渡所得や、FX・先物取引に係る雑所得等の分離所得
- × 住宅ローン1年目 × 仮想通貨、暗号資産

【受付方法】

①当日受付

午前8時30分頃より番号札配布予定
※入場制限を行いますので、指定された時間にならないと会場には入れません。
※早朝から並ぶことはお控えください。

②オンラインによる予約受付

下記より予約サイトへアクセスできます。
(電話や窓口による予約は受け付けておりません。)

予約受付は
こちらから



2月2日(金)正午より予約開始!!

② 出張相談会場（先着順：午前・午後それぞれ定員40名 午前8時30分頃より番号札配布予定）

期間	場所	時間
2月6日（火）	富木島公民館	午前：9時～11時30分 午後：1時～4時
2月6日（火）	加木屋市民館	
2月7日（水）※午前のみ		
2月8日（木）	上名和公民館	
2月9日（金）※午前のみ		

注意!!

出張申告相談会場は、
給与・年金所得の
還付申告の受付のみ
です！！



【注意事項】 ✓ 相談会場へ直接の問い合わせはしないでください。

③ 半田赤レンガ建物

期 間	時 間
2月16日(金)～3月15日(金)の平日 ※ 2月25日(日)は開設	午前9時～午後5時

【注意事項】

- ✓ 入場には、「入場整理券」が必要です。
- ✓ できる限り公共交通機関をご利用ください。
- ✓ 半田赤レンガ建物へ直接の問い合わせはご遠慮ください。

詳しくは、半田税務署 (☎ 0569-21-3141) へ

④ 税理士による無料相談会場

場 所	2月										時 間	
	16 金	17 土	18 日	19 月	20 火	21 水	22 木	23 金	24 土	25 日		26 月
東海市立商工センター	○	△	△	○	○	○	○	△	△	△	○	午前：9時30分～正午 午後：1時～4時
大府市役所	○	△	△	○	○	○	○	△	△	△		



【受付できる申告】

- ◎ 所得税の確定申告(※)

【注意事項】

- ✓ 商工センターへ車でお越しの方は、市役所駐車場をご利用ください。
- ✓ 相談会場へ直接の問い合わせはご遠慮ください。半田税務署へ。

(※) 税理士による無料相談会場で申告相談できるのは、次の方です。

- ① 令和4年分の所得金額が300万円以下の事業・不動産・雑所得者(年金受給者を除く)の方
(※青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額又は事業専従者控除額を控除する前の金額)
- ② ①の方で、消費税及び地方消費税の課税事業者の場合には、令和3年分の課税売上高が3,000万円以下の方
- ③ 給与所得者・年金所得者の方

※ 譲渡・山林所得の申告、贈与税の申告はこの会場では受付できません

市役所の申告会場で必要な書類など



	必 要 な 書 類	対 象 者
マイナンバー関係	申告者のマイナンバーカード	申告する方
	扶養親族のマイナンバーがわかるもの	扶養親族がいる方
収入関係	源泉徴収票	給与、年金、退職所得のある方
	保険会社などからの証明書	個人年金、保険の満期返戻金のある方
	報酬などの支払調書	報酬を受けた方、副業をしている方
	支払通知書	配当所得のある方
控除関係	扶養親族の所得がわかるもの	扶養親族がいる方
	保険料の控除証明書など	下記の保険料などを支払っている方 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 介護保険料 国民年金保険料 生命保険料、地震保険料 など
	障害者手帳、療育手帳 障害者控除対象者認定書(※介護窓口で発行可)	障害者控除を受ける方
	学生証、在学証明書	勤労学生控除を受ける方
	医療費控除の明細書(※様式は国税庁HPを参照)	医療費控除を受ける方
その他	通帳、キャッシュカードなど口座番号がわかるもの	所得税の還付を受ける方
	寄附金の控除証明書など	ふるさと納税など寄附金控除を受ける方 (※ふるさと納税のワンストップ特例を申請した方も必要です)

【✓ 医療費控除について】

病院・薬局等の領収書、医療費通知のみでは控除の適用ができません。必ず「医療費控除の明細書」(前年中の医療費をまとめたもの)を作成してご提出ください。

領収書は自宅で5年間保管、医療費通知を使用する場合は、作成した医療費控除の明細書に添付してください。

☎ 問合せ先

東海市役所 税務課市民税担当 〒476-8601 東海中央町一丁目1番地
電話 052-603-2211、0562-33-1111 (内線113~116)